

静岡県立農林環境専門職大学等研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部において行う人間を直接対象とした研究、教育及び実践（以下「研究等」という。）について、ヘルシンキ宣言（1964年6月第18回世界医師会総会採択、2000年10月第52回同会英国エジンバラ総会で修正）の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(研究倫理の審査)

第2条 研究等の実施計画及びその成果の公表予定の内容については、次の各号に掲げる事項に留意し、審査を行うものとする。

- (1) 動物実験の結果に基づく研究等の安全性の確保
- (2) 研究等の対象となる個人の人権の擁護、プライバシーの保全及び福祉の向上
- (3) 対象者への研究の目的、内容、方法、起こりうる危険及び必然的に伴う不快な状態等への十分な説明並びにその理解と同意
- (4) 研究等によって生ずる当該個人への不利益及び危険性の予測
- (5) 研究の教育、学術及び社会への貢献度
- (6) 研究等が自然環境に及ぼす影響と安全性の確保

(審査の実施)

第3条 前条の審査は、静岡県立農林環境専門職大学等研究推進委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 審査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、研究等の実施計画又はその成果の公表予定の内容の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）から審査の申請があった場合、研究等の計画の内容を審査する。

2 委員会は、申請がない研究等の実施計画又はその成果の公表予定の内容についても必要と認めるときは、その申請を求めることができる。

3 委員会は、条件付承認に付された条件の履行状況を確認するものとする。また、変更の勧告に係る措置状況等を審査するものとする。

(申請手続)

第5条 申請者は、委員会が定める研究倫理審査申請書等に必要事項を記入し、その属する学部等の長を経て、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に諮らなければならない。

(審査結果)

- 第6条 委員長は、審査終了後速やかに審査結果を答申書により学長に答申しなければならない。
- 2 学長は、前項の答申があったときは、速やかに委員会が定める審査判定書により申請者に通知する。

(異議の申し立て)

- 第7条 不承認の判定を受けた申請者は、委員長に異議申立書により異議申し立てをすることができる。
- 2 異議申立書により異議申し立てが行われたときは、委員長は再度委員会に諮り、再審査結果を学長に報告するとともに、再審査報告書により異議申し立て者に通知する。

(実施計画の変更)

- 第8条 第6条第2項又は第7条第2項の規定に基づき、承認の判定を受けた者(以下「研究者」という。)が実施計画を変更しようとするときは、変更審査申請書により学長に申請しなければならない。

(研究終了(中止)の報告)

- 第9条 研究者は、研究を終了(中止)したときは、学長に研究等終了(中止)報告書を提出しなければならない。

(研究の継続)

- 第10条 研究者は、当初申請書の研究予定期間を越えて研究を行う場合は、研究予定期間満了1ヶ月前までに研究倫理審査申請書(継続用)を学長に提出しなければならない。

(研究公表・出版の報告)

- 第11条 研究者は、研究倫理審査の結果承認された研究について公表・出版したときは、研究倫理審査申請書のコピーと公表・出版物のコピーを委員長に提出しなければならない。

(雑則)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、研究等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。